



不動産の相続が発生した方へ

不動産の相続手続きは お済みですか？



2024年4月1日から「**相続登記**」が義務化されます！

相続発生から3年以内に手続きをしないと10万円以下の過料が課される場合があります

手続きしないとどうなるの？



売買ができない



リフォームができない



時間が経つほど複雑に

ポイント

相続手続きをしないと
売買などの取引ができないうえ
に、放置するほど手続き自体が
複雑化してしまいます。

どうやって手続きするの？

1



Webサービスを使う

- ・見積もり不要で比較的安価
- ・対面不要でオンライン中心で進行

2



専門家に依頼する

- ・手続きを全般的にお任せできる
- ・対面を含む相談がしやすい

3



ご自分でやる

- ・費用が抑えられる
- ・手続きについて調べる必要がある

ご自分でやる場合の手順を裏面のチェックシートで確認してみましょう

お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 都市建設部 建築住宅課 住宅係

〒273-0195

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号 市庁舎4階

MAIL : kmjuutaku@city.kamagaya.chiba.jp

TEL : 047-445-1472



情報提供元

株式会社AGE technologies

〒1700013

東京都豊島区東池袋1-18-1 Hareza Tower 20階

お問い合わせ先 : 0120-553-423



AGE technologies



不動産相続 手続きチェックシート

この内容はWebサイトからより詳細にご確認いただけます。スマートフォンでQRコードを読み取ってください。



被相続人（故人）様の命日

○年 ○月 ○日 までに

対応目安：できるだけすみやかに

○年 ○月 ○日 までに

STEP 1 遺言書の確認

遺言書があるか、ある場合は、その内容が有効かどうかを確認しましょう

ご自宅もしくは法務局・公証役場に保管されているかを確認しましょう。開封前に家庭裁判所で検認手続きを行った上で、有効な場合はその内容に従って手続きを進めます。遺言書がある方は **遺言書あり** を、ない方は **遺言書なし** が表示されている項目を対応しましょう。

○年 ○月 ○日 までに

STEP 2 **遺言書あり** **遺言書なし** 法定相続人の特定

対応目安：命日から2ヶ月後

戸籍を集めましょう

被相続人（故人）の死亡事項のある戸籍謄本から、出生まですべての戸籍謄本を取得します。

法定相続人を特定しましょう

集めた戸籍から法定相続人となる人を特定します。家系図を作って整理してみましょう。

○年 ○月 ○日 までに

STEP 3 **遺言書あり** **遺言書なし** 財産（不動産）の特定

対応目安：命日から2ヶ月後

不動産に関わる書類を集めましょう

被相続人が保有する不動産を明らかにします。まずはご自宅などにある書類を手がかりに、追加で役所から権利書類（固定資産評価証明書・不動産登記事項証明書等）を取り寄せて確認しましょう。

○年 ○月 ○日 までに

STEP 4 **遺言書あり** **遺言書なし** 遺産分割協議

対応目安：命日から3ヶ月後

遺産分割協議書を作りましょう

法定相続人全員で遺産の分割方法を決めます。決まった内容をもとに、一般的なひな形に沿って遺産分割協議書を作成しましょう。法定相続人全員の実印を押す必要があります。

○年 ○月 ○日 までに

STEP 5 **遺言書あり** **遺言書なし** 登記申請書類の作成

対応目安：命日から8ヶ月後

登記申請するための書類を作成・収集しましょう

相続登記のための登記申請書を作成し、下記の表を参考に必要な書類を揃えましょう。

○年 ○月 ○日 までに

遺言書あり	遺言書なし	書類	取得方法
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	登記申請書	自身で作成（法務局サイトから雛形取得可能）
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍）謄本	本籍のあった市区町村役場
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人の出生以降の除籍・原戸籍謄本	本籍のあった市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人の住民票の除票	最後の住所地の市区町村役場
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	相続人全員の戸籍謄本（抄本）	本籍地の市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	不動産を相続する人の住民票の写し	住所地の市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	固定資産評価証明書	不動産が所在する市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	相続関係説明図	自身で作成（登記申請書の記載例を参考）
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遺言書	公証役場または法務局、自宅等
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議書	自身で作成
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	相続人全員の印鑑証明書	住所地の市区町村役場、コンビニ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	登録免許税額（固定資産税評価額から算出）の収入印紙	郵便局、法務局など

STEP 6 **遺言書あり** **遺言書なし** 登記申請

対応目安：命日から9ヶ月後

登記申請書類を提出しましょう

登記申請書類一式を、各不動産を管轄する法務局に提出します。1～2週間ほどで「登記識別情報通知」が届いたら、手続きは完了です。

○年 ○月 ○日 までに